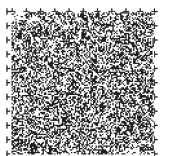


第7章

中野区認知症施策推進計画



1

計画策定の趣旨

国は、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的として、令和5年(2023年)6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下「認知症基本法」といいます。)」を制定しました。

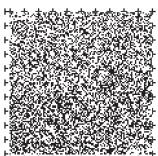
将来を見据えると、今後さらに高齢者人口の変化や高齢化の進展に伴う認知症高齢者など認知症になる人の増加が見込まれています。また、高齢者の認知症のみならず、65歳未満で発症する若年性認知症になる人もいます。この若年性認知症は、厚生労働省の発表によると発症時の平均年齢が51歳であり、就労、子育て中の人が多いことから、本人だけでなくその家族への影響が大きくなりやすいという特徴があります。

こうした状況を踏まえるとともに団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を目前に控え、区では認知症や若年性認知症の人を取り巻く環境や、生活課題等の変化を捉えた認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、中野区認知症施策推進計画を策定するものです。

2

計画の位置づけ及び計画期間

この計画は、認知症基本法の第13条に基づく市町村認知症施策推進計画として位置づけるものです。また、計画の期間は、中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画など、他の関連する計画における各施策と連携しながら一体的に推進する必要があることから、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までとします。



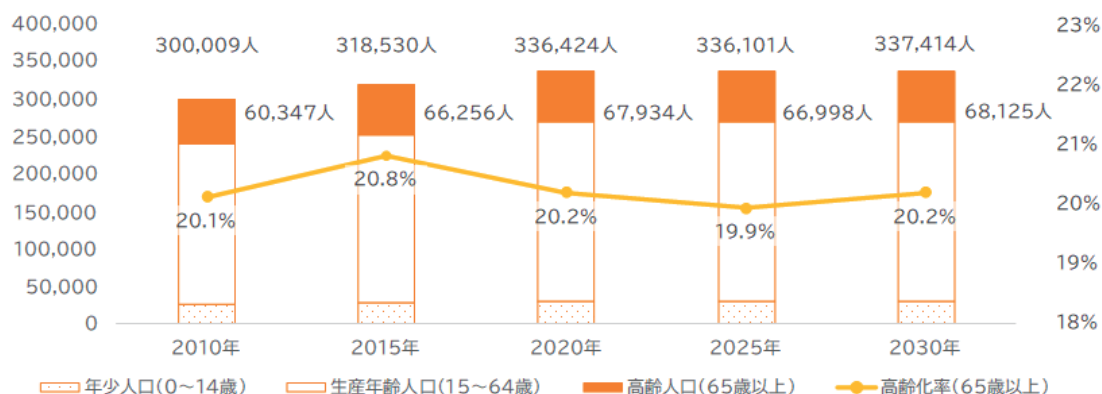
3

中野区の現状・見通し

● 総人口と高齢人口

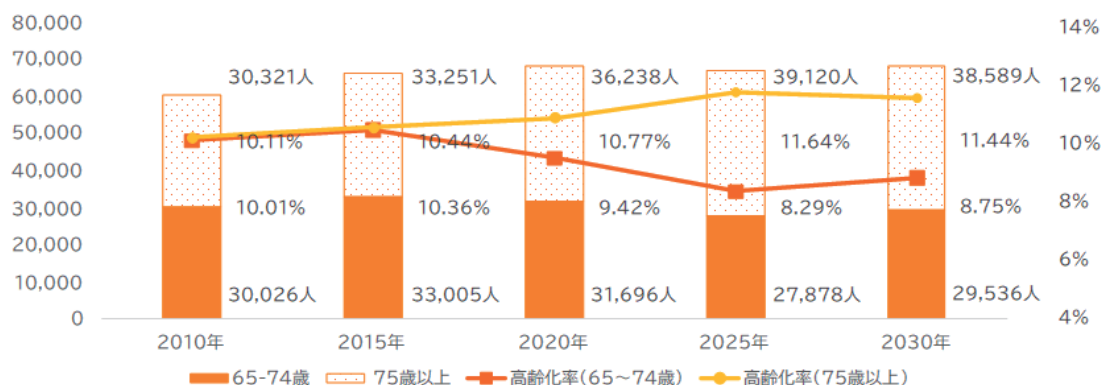
近年の中野区の人口は、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和3年(2021年)と令和4年(2022年)は微減に転じていましたが、令和5年(2023年)1月の住民基本台帳人口では333,593人と回復傾向にあります。また、年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上の人口は20%前後で推移しています。今後令和12年(2030年)までを見据えると特に75歳以上の人口が増加していく傾向にあり、高齢人口の半数以上が75歳以上の人口である状況が続くと見込まれます。

◆ 中野区の総人口と高齢人口

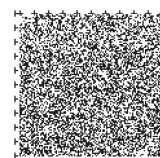


出典 中野区統計書

◆ 中野区の高齢人口と内訳



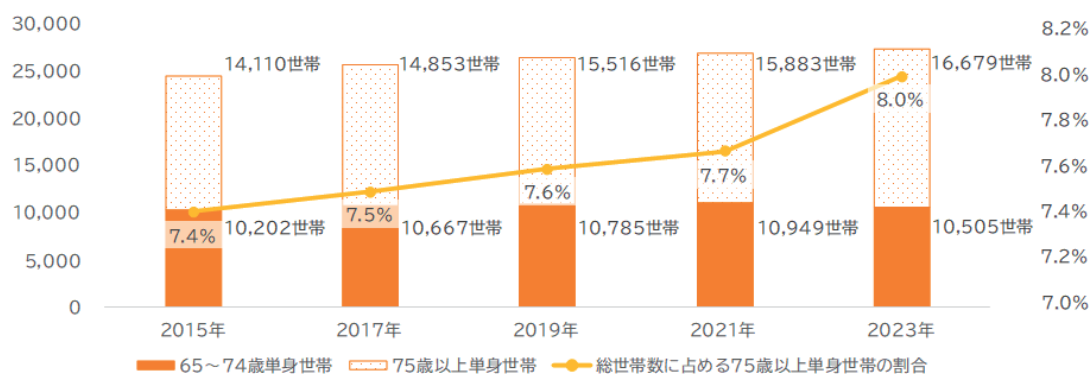
出典 中野区統計書



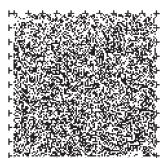
● 高齢者の単身世帯数

中野区の世帯数は増加傾向にあるものの、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、2023年1月には1.59人となっています。また、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯や高齢者単身の世帯も増加しています。中でも特に75歳以上の単身世帯が2023年1月には16,679世帯となっており、中野区の総世帯数の約8%を占めるなど、増加傾向にあります。

◆ 中野区の高齢者単身世帯数の推移



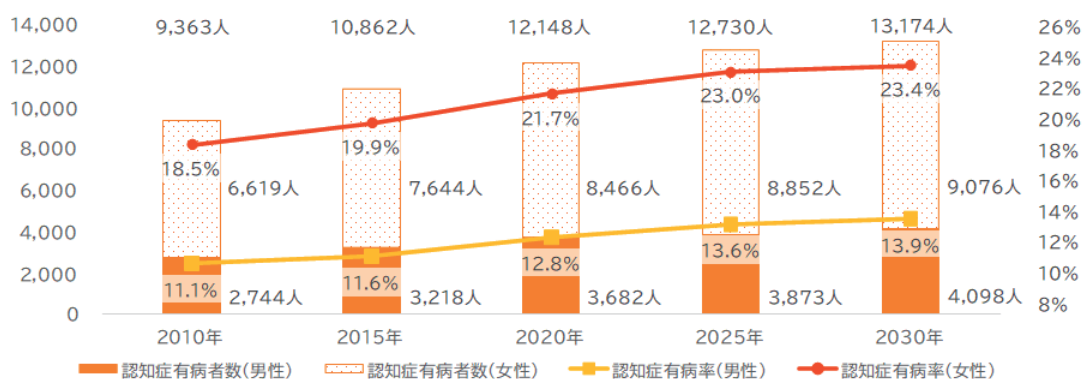
出典 中野区生活圏域の基礎データ



● 65歳以上の認知症有病者の推移

中野区の将来人口推計と、国研究事業による「数学モデルにより算出された2012年の性・年齢階級別認知症有病率」を用いて、認知症有病者の推計を行ったところ、2010年には9,363人であった有病者数が、2030年には、13,174人となると予測され、20年間で約4,000人増加することが見込まれます。特に女性は男性よりも高い傾向にあり、2030年には65歳以上の女性の人口の23.4%が認知症有病者となることが推計されます。

◆ 65歳以上の認知症有病者の推移



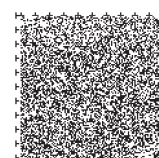
出典 中野区統計書より算出※

※国研究事業による「数学モデルにより算出された2012年の性・年齢階級別認知症有病率」を用いて算出

年齢階級	男性	女性
65－69歳	1.94%(1.44%－2.61%)	2.42%(1.81%－3.25%)
70－74歳	4.30%(3.31%－5.59%)	5.38%(4.18%－6.93%)
75－79歳	9.55%(7.53%－12.12%)	11.95%(9.57%－14.91%)
80－84歳	21.21%(16.86%－26.68%)	26.52%(21.57%－32.61%)
85歳以上	47.09%(37.09%－59.77%)	58.88%(47.69%－72.69%)

【数学モデルにより算出された2012年の性・年齢階級別認知症有病率】

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金 特別研究事業九州大学二宮教授による速報値)





基本方針

認知症になってもいつまでも住み慣れた中野区で尊厳と希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に寄り添い、その声に耳を傾け、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、相互に支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

施策1

正しい理解を深めるための普及啓発、権利擁護

- (1) 当事者・家族等からの情報発信の支援
- (2) 認知症への正しい理解の啓発
- (3) 本人の意思決定の支援
- (4) 成年後見制度の普及・利用の促進
- (5) 虐待の防止

施策2

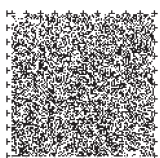
早期発見・早期対応を支える体制

- (1) 認知症相談体制の強化
- (2) 認知症予防の推進
- (3) 支援者連携の推進
- (4) 医療体制の整備
- (5) 若年性認知症への取組

施策3

認知症の人にやさしいまちづくり

- (1) 地域での安心・安全な暮らしを支える基盤の整備
- (2) 本人・家族等が主体的に参加できる場づくり
- (3) ケアラー支援
- (4) 多機関協働で支える地域づくり
- (5) 支援者の活動の促進



成果指標 1

認知症の症状や基本的な
対応方法を知っている人の割合

28.1%

現状値(令和4年度)



45%

目標値(令和8年度)

指標設定理由 認知症についての区民の理解度を計るため

成果指標 2

オレンジカフェ等認知症の人や
その家族が集える場所の設置数

17カ所

現状値(令和4年度)



20カ所

目標値(令和8年度)

指標設定理由 認知症の人やその家族を支える身近な居場所づくりの状況を計るため

● 認知症の人やその家族、支援者の声

一人で外出しても安
心なまちになってほ
しい

一人の時間が欲しい

誰もが声がけして気
にし合えるまちがい
い

色んな人に気軽に声
をかけてあげたい

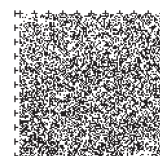
健康でいたい

失敗しても許し合え
る世の中になったら
いいな

やさしくいたい

楽しく毎日を生きた
い。
周りへの感謝を忘れ
ずに。

元気で暮らしまし
よ！



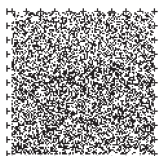
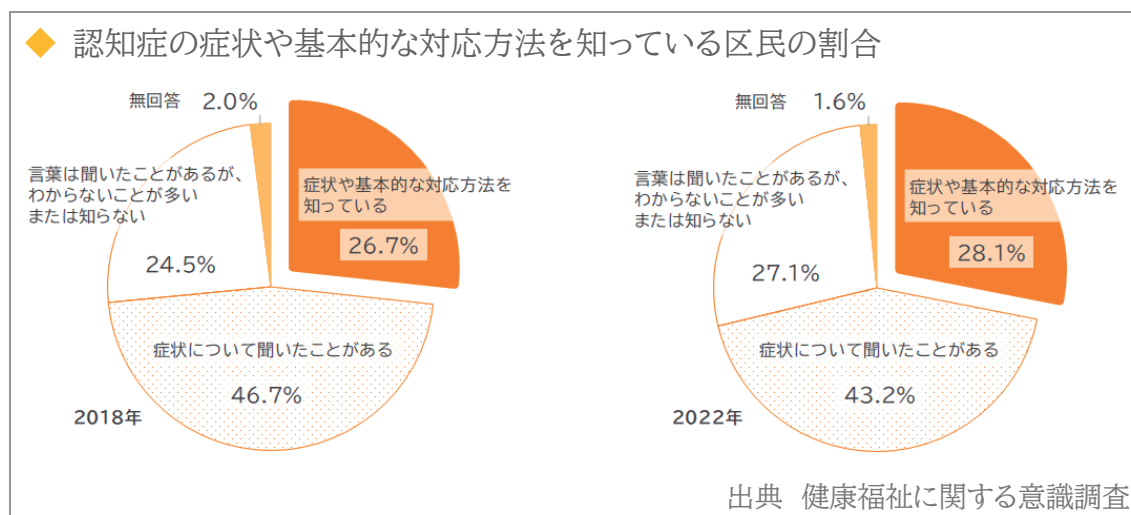
施策1

正しい理解を深めるための普及啓発、権利擁護

現状と課題

国が令和元年(2019年)6月に取りまとめた「認知症施策推進大綱」によれば、我が国においては軽度認知障害も含め65歳以上の7人に1人が認知症と見込まれており、中野区では、令和7年(2025年)に約13,000人が認知症になると推計しています。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になること等を含め、多くの人にとって身近なものとなっています。一方、健康福祉に関する意識調査によると、認知症の症状や基本的な対応方法を知っている区民の割合は約28%となっており、また知らないと答えた区民も約27%いる状況です。こうした中、認知症の人やその家族が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるためには、認知症への理解を深める必要があります。また、認知症の人やその家族の意思決定や権利が尊重され、その人らしく、かつ認知症の有無に関わらず誰もが地域で共生し暮らし続けられるよう取組を一層進めていく必要があります。



● 主な取組 ●

(1) 当事者・家族等からの情報発信の支援★

認知症の人とその家族の声を受け止め必要なサービスや資源を開発していくために、本人ミーティングなどの参画の機会を通じて、その家族が抱える想いや生活課題などを自ら発信できる機会を整えます。また、当事者等の声やその体験を広く区民等へ周知するため、各種事業や多様な広報媒体を活用しながら情報発信を強化します。

(2) 認知症への正しい理解の啓発

区民等に対する認知症への正しい理解を深めるため、学童期からの認知症サポーター養成講座の実施、アルツハイマー月間などにおけるパネル展示や冊子「中野区版 認知症ケアパス 認知症あんしんガイド」の発行・配付等の広報、各種事業と連携した普及啓発に取り組みます。また、地域団体や区内事業者に対する普及啓発の強化に取り組み、認知症になっても本人が望む生活を続けられる環境形成につなげていきます。

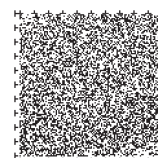
(3) 本人の意思決定の支援

区民向けのACP(アドバンス・ケア・プランニング)講演会など普及啓発事業等を通じて、認知症になる前からの将来の医療やケア等に関する本人の意思確認を促す機会を確保し、認知症になっても日常生活において自らの意思が尊重されるよう支援を進めます。また、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、家族を含めた認知症の人を支援する人が本人の意思決定を支援できるよう情報提供や研修等を通じて支援の質の向上を図ります。

(4) 成年後見制度の普及・利用の促進

私たちが自分らしく生活するためには、自らの意思決定が大切であり、判断能力が十分でなくなったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、本人の意思に沿った支援を行うことが重要です。

そのためにも区は、区民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関・団体等と連携し、区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会を目指します。



(5) 虐待の防止

虐待防止のための啓発・広報活動を通じ、虐待についての区民の理解を深めるとともに、関係機関との連携を強化することで虐待防止や見守り、虐待の発見時の迅速な対応を図ります。また、家族等の支援者の相談機会の充実や、家族同士の交流機会の確保を図り介護に関する悩み、不安、負担の軽減へとつなげます。

中野区版 認知症ケアパス 認知症あんしんガイド

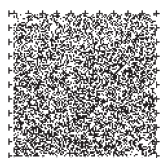


認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」をまとめたものです。

中野区版のケアパスは、認知症のことやその予防に対する正しい理解、そして認知症になっても地域のサポートを活用し、いつまでも自分らしく生活続けるためのガイドとなっています。

<配布場所>

- * 地域包括支援センター
- * すこやか福祉センター
- * 区民活動センター
- * 高齢者会館
- * 中野区社会福祉協議会



施策2

早期発見・早期対応を支える体制

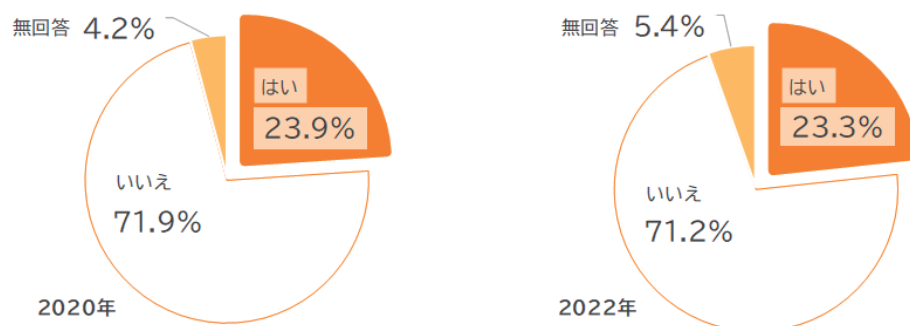
現状と課題

認知症は、早期発見・早期対応によって、症状の進行・悪化を大きく抑制できる可能性が示唆されています。しかしながら、症状に気づきにくく、早期に発見することが非常に難しい状況にあります。こうした中、症状が進行、悪化してしまうと買い物や移動、雇用や趣味活動など日常生活にも課題が生じ、様々な場面で外出や交流の機会が減り、孤立しがちになるという実態があります。こうしたことから、軽度認知障害(MCI)の段階で発見し、早期の対応や認知症の発症を防ぐ取組の充実が求められています。

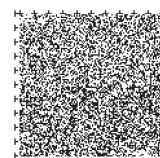
認知症に関する相談体制の充実、認知症の人やその家族支援への大切な基盤であり、地域包括支援センター等の認知症の相談窓口の周知、支援者の対応力の向上、医療や介護など多様な関係機関との連携が必要不可欠です。

また、平成29年度(2017 年度)から令和元年度(2019 年度)に日本医療研究開発機構認知症研究開発事業によって実施した若年性認知症の調査においては、我が国の 18 歳から 64 歳の人口 10 万人当たりの若年性認知症の有病率は 50.9 人という数値が示されています。若年性認知症は職場や友人など周りの人によって気づく機会も多いことから企業等への普及啓発も重要となります。

◆ 認知症の相談窓口を知っている区民の割合



出典 高齢福祉・介護保険サービス意向調査報告書



(1) 認知症相談体制の強化

認知症疾患医療センター等専門医や認知症初期集中支援チーム員会議を活用し、相談にあたる職員やケアマネジャーなどの介護関係職員の認知症の方への対応力の向上を図ります。また、成年後見制度*を利用する主な要因が認知症である割合が高いことを踏まえ、権利擁護事業を担う地域包括支援センターへの法務相談等の支援を行います。

(2) 認知症予防の推進

認知症予防講座やもの忘れ検診などを通じ、生活習慣病の予防等の推進による区民の健康意識の向上や行動変容を促します。また社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持など認知症の発症を遅らせるための取組を進めながら認知症になっても自分らしく暮らし続けられる環境づくりを進めます。

(3) 支援者連携の推進

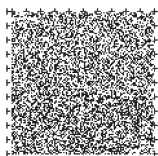
認知症の人の地域生活を支えるため、医療・介護・生活支援サービスなどの支援機関における地域ネットワークづくりを推進し、保健・医療・福祉・介護など多職種による支援体制を整備します。

(4) 医療体制の整備

認知症疾患医療センターを地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、中野区認知症アドバイザー医や認知症サポート医などかかりつけ医と関係機関が連携することができるよう、医療と介護の資源が有効に活用できる体制を整えます。

(5) 若年性認知症への取組

若年性認知症の人の特性等について区民の理解を深めるよう啓発活動を行います。また、若年性認知症専門相談窓口における相談支援の提供、診断の有無や病気の進行状況などに応じたサービスや支援のコーディネートを行うとともに、事例の分析を通じてニーズに応じた支援体制やサービスの構築を図ります。



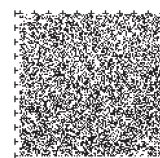
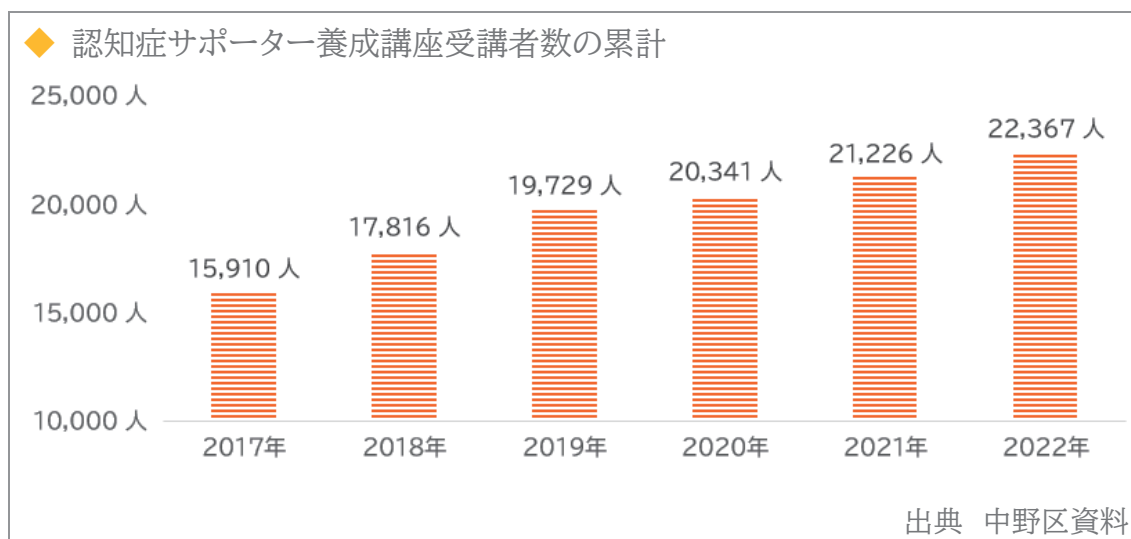
施策3

認知症の人にやさしいまちづくり

現状と課題

認知症の人を介護する家族は、進行していく認知症への不安や心配事など気持ちが休まる時間がありません。中野区が行った令和4年度(2022年度)高齢福祉・介護保険サービス意向調査によると、介護者が主に不安を感じる要素として、あらゆる介護の中でも「認知症状への対応」が4割を占めています。介護者によっては相談のみならず、気持ちを誰かに話したいと思っても、話す相手がいない、外出する時間がないなど制約がある人も多くおり、こうしたことにより、介護者自身の気持ちの落ち込みにも繋がってしまう状況にあります。介護者の心の安定が、認知症の人の生活にも影響を及ぼすこともあることから、認知症当事者のみならず、介護者にも寄り添った支援を充実していく必要があります。

認知症の人にやさしいまちづくりを進めるために、本人やその家族に寄り添い、その声を拾い、必要な施策へつなげていく必要があります。そのためにも、区のみならず、区民や事業者、関係団体等との連携を深め、多様な活動を活性化させながら、ソフト・ハードの両側面からの取組を推進していく必要があります。



(1) 地域での安心・安全な暮らしを支える基盤の整備

地域での安心・安全な暮らしを支えるため、認知症高齢者グループホームなどの住宅基盤の整備・誘導、認知症高齢者等個人賠償責任保険や徘徊高齢者支援サービスの提供を図るとともに、地域における見守り・支えあい活動を推進します。

(2) 本人・家族等が主体的に参加できる場づくり

オレンジカフェやサロンなどの通いの場の確保、認知症の有無に関わらず参加しやすい地域事業・イベントの展開に向けて地域団体等の支援を進めるとともに、通いの場への移動手段の確保についても推進します。また、認知症の人の選択の下に暮らし続けられるよう就労や地域活動、学びの機会の充実に向けて民間事業者や地域団体との連携を深めます。

(3) ケアラー*支援

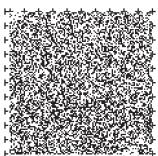
認知症の人を支える家族に対し、認知症の症状やその対応方法について正しい知識や情報を伝えるとともに、介護の負担軽減を図るため各種講習会や家族介護教室を実施します。また、地域において認知症の人やその家族の孤立を防ぐため、サロンなど集いの機会や通いの場を通じて、当事者同士が気軽に情報交換ができる身近な地域の拠点・場の創出を誘導します。

(4) 多機関協働で支える地域づくり

町会・自治会や商店街などの地域団体、民間事業者、教育機関などと連携した地域での見守りを充実させるため、協定団体の更なる確保を図るとともに、多様な機関との意見交換会等を通じ、課題の共有と解消など多機関協働で支える地域づくりを進めます。

(5) 支援者の活動の促進

支援者の活動をさらに発展させるため、認知症サポーターや認知症サポートリーダーが活動できる場の創出に取り組むとともに、支援者や支援したいと考える人とその活動をマッチングさせる仕組みづくりを進めます。



認知症の人やその家族などの居場所 “オレンジカフェ”



オレンジカフェとは認知症の方やご家族、ご近所の方、専門職など、どなたでも気軽にお越しいただけるカフェです。

コーヒーやお茶を飲みながら、参加者同士の交流、情報交換をしています。



認知症支援の拠点 “なかのなかま”



区内に4カ所ある拠点では、認知症に関する相談やカフェ、テーマを決めて勉強会など各所々々なことを行っています。また、認知症サポーター、認知症みまもり隊(サポートリーダー)、ボランティアの方の受け入れも行っています。

